

横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第5回幹事会) 議事録

平成24年11月28日(水)

15:00～15:39

四万十市立中央公民館 2階大会議室

1. 開会

○司会 それでは定刻となりましたので、ただ今から「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 第5回幹事会」を開催させていただきます。本日、進行役を務めさせていただきます四国地方整備局河川調査官の三戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の会議の運営について最初に注意事項を述べさせていただきます。ビデオやカメラなどの撮影につきましては、冒頭のあいさつまでとさせていただきます。また、携帯電話は、電源をお切りいただくかマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。その他、議事の円滑な進行のために報道関係の方々、傍聴の方々に守っていただきたい事項といたしまして、「取材についてのお願い」と「傍聴要領」を受付にて配布させていただいておりますので、趣旨をご理解いただき、以降の議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

最初に本日の出席者についてご紹介させていただきます。まず幹事会の構成員の方々でございます。高知県土木部長の代理で、河川課長の吉本様でございます。

○高知県土木部河川課長 吉本です。よろしくお願いいたします。

○司会 四万十市副市長の杉本様でございます。

○四万十市副市長 杉本です。よろしくお願いいたします。

○司会 宿毛市副市長の安澤様でございます。

○宿毛市副市長 安澤です。よろしくお願いいたします。

○司会 最後に検討主体の四国地方整備局河川部長の鈴木でございます。

○四国地方整備局河川部長 よろしく願いいたします。

○司会 議事に入ります前に、お手元に配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。順番にご紹介させていただきます。最初に「議事次第」、その下に「資料 1」としまして出席者名簿が付いております。次に「資料 2」としまして、学識経験を有する者からのご意見と検討主体の考え方を整理した資料でございます。次に「資料 3」としまして、「関係住民からの意見を聴く場」に寄せられたご意見の要旨と検討主体の考え方でございます。「資料 4」、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討の報告書（原案）案」でございます。その他、参考資料が 1 から 4 までございます。「参考資料 1」につきましては「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討状況」、「参考資料 2」につきましては「学識経験を有する者からの意見を聴く場の議事録」でございます。「参考資料 3」につきましては、関係住民の意見聴取をさせていただいた平成 24 年 11 月 10 日の議事録でございます。「参考資料 4」につきましては、「報告書(素案)」から「報告書(原案)案」になった時の、その変更箇所を赤書きで示し、ピックアップしたものを付けさせていただいております。本日、お配りさせていただいている資料は以上でございます。もし配布漏れ・落丁等がございましたら、この後の説明の中でも構いませんので、挙手等をしていただきまして事務局側にお知らせください。交換させていただきます。

2. 挨拶（四国地方整備局 河川部長）

○司会 最初に検討主体を代表いたしまして、四国地方整備局 河川部長の鈴木より、あいさつを申し上げます。

○四国地方整備局河川部長 構成員の皆様方におかれましては、本日お忙しい中、この「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討の場 第 5 回幹事会」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先月、10 月 25 日に「検討の場」を開催いたしまして、高知県知事、それから四万十市、宿毛市の両市長に出席いただきまして、横瀬川ダムの総合的な評価を行ったところでございます。その後、この「検討の場」の結果を踏まえまして、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成いたしまして、学識経験を有する方々、それから関係住民の方々のご意見を伺いました。本日はこれらの意見聴取の結果について、ご報告させていただくとともに、この意見聴取の結果を踏まえ「報告書（素案）」を修正したものを説明することとしています。皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、活発なご議論をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

- (1) 学識経験を有する者、関係住民への意見聴取の結果について
- (2) 「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について
- (3) その他

○司会 それでは引き続きまして議事に移らせていただきます。申し訳ございませんがカメラ撮り等につきましては、ここまでとさせていただいておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

では議事に移らせていただきます。議事の方につきましては、議事次第の「3. 議事」と書いてあるところがございます。最初に事務局側から資料のご説明をさせていただきます、その後まとめて質疑応答を行う形式をとらせていただきます。

では、「(1) 学識経験を有する者、関係住民への意見聴取の結果について」と「(2) 横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案について」、まとめて事務局より説明をさせていただきます。

○事務局 本日説明をさせていただきます、四国地方整備局で河川計画課長をしております小長井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、「参考資料 1」をご覧くださいと思います。まずこれまでの経緯や全体の流れについてご説明したいと思います。これまでの検討の場及び幹事会を経まして、「総合的な評価」及び「報告書（素案）」の作成を行い、その後、意見聴取の手続きを行ってございます。こちらは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づきまして、河川法第 16 条の 2 に準じました「学識経験を有する者および関係住民への意見聴取」という手続きとして行っているものでございます。

今回の幹事会におきましては、この学識経験を有する方々および関係住民の方々からいただきましたご意見につきまして、ご報告させていただくとともに、これらに対する検討主体の考え方についてもご説明させていただきます。

また、このいただいたご意見を反映した「報告書（原案）案」を作成しておりますので、その内容についてもご説明させていただきます。

今後は「検証要領細目」に基づきまして、関係地方公共団体の長としまして高知県知事、そして関係利水者でございます四万十市長への意見聴取の手続きを行いまして、その後、ご意見を踏まえ「対応方針（原案）」を速やかに作成いたします。

「対応方針（原案）」につきましては、四国地方整備局の事業評価監視委員会に諮ることとなっております。その審議を踏まえまして「対応方針（原案）」を「対応方針（案）」としてとりまとめ、その「対応方針（案）」が含まれる報告書を作成しまして国土交通本省に報告をしていくといった手続きになってございます。以上が流れでございます。

続きまして、「報告書（原案）案」でございますが、これは「資料 4」になってございま

す。平成 24 年 10 月 25 日の「検討の場」までの、検討の場や幹事会におけます資料や検討経緯などをとりまとめ、「報告書（素案）」として平成 24 年 10 月 30 日に公表しまして、それに対する学識者や関係住民の方々からの意見聴取を踏まえ、修正・加筆したものとなっております。

「報告書(原案)案」の構成でございますが、7 章立てとしておりまして、第 1 章が「検討経緯」、第 2 章が「流域及び河川の概要について」、第 3 章が「検証対象ダムの概要」、第 4 章が「横瀬川ダム検証に係る検討の内容」、第 5 章が「費用対効果の検討」、第 6 章が「関係者の意見等」、第 7 章が「対応方針（原案）」となっております。

続きまして、意見聴取を行いました内容についてご説明を差し上げたいと思います。「資料 2」をご覧くださいければと思います。「資料 2」は平成 24 年 10 月 30 日に公表いたしました「報告書（素案）」に対しまして、中筋川流域に関して見識が深い先生方にお集まりいただきまして意見をいただいております。また、当日ご出席いただけなかった先生に対しましては、文書にてご意見を伺っております。

また、関係住民への意見聴取は、「資料 3」をご覧くださいければと思います。こちら中筋川流域に在住の方々からご意見を伺っております。なお、開催に当たりましては、より多くの方に知っていただくために、記者発表をするとともに「報告書（素案）」に対する理解を深めていただくため、意見聴取の前に四万十市内におきまして、「報告書（素案）」に関する説明会」を開催しております。

また、検討の場の構成員であります高知県、四万十市及び宿毛市の各庁舎や四国地方整備局の各事務所等におきましても、「報告書(素案)」を閲覧できるようにしてございました。

関係住民からの意見聴取につきましては、平成 24 年 11 月 10 日に四万十市で開催しまして、意見発表者は 4 名、傍聴者は 5 名という結果でした。また、この意見聴取を補足する手段と致しまして、平成 24 年 10 月 30 日から平成 24 年 11 月 10 日まで、紙面による意見募集も並行して実施しましたが、結果としましては紙面によるご意見はありませんでした。関係住民からの意見を聴く場での発表内容によるご意見に関しましては、「報告書(原案)案」の中に反映をさせていただいております。

今、ご説明を致しました意見聴取の内容につきましては、まず「資料 2」を用いて、「学識経験を有する方からいただいたご意見」及びそれらに対する「検討主体の考え方」をご説明差し上げます。なお、「報告書（素案）」に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場」の議事録につきましては、「参考資料 2」としてとりまとめさせていただいていることを申し添えます。

「資料 2」の 2 ページから 6 ページには、先生毎に左側に「ご意見」、右側に「検討主体の考え方」をまとめさせていただいております。

まず 2 ページの今井先生からいただいたご意見でございますが、本日は時間の関係もございまして、代表的な、主な意見だけをご説明させていただきます。例えば、『既存の野村ダム、石手川ダム等では、アオコが発生し対応に苦慮している。既に発生要因等の調査

検討が実施されているので、横瀬川ダムにおいてもこれらを参考に事前に対応策を立てる必要がある。横瀬川ダムは現在工事の途中であるが、数箇所鉄細菌の発生が観察されているので、引き続き注意して調査検討する必要がある。』などのご意見をいただきました。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『横瀬川ダム建設事業においても環境影響評価法に準じた環境調査を実施しています。その中で、ダムの供用後における富栄養化について予測を実施しております。予測の結果、ダム上流域には人為的負荷の流入が少なく、栄養塩濃度が非常に低いため、富栄養化現象が発生する可能性は低いと評価しております。また、ご指摘の鉄細菌の発生については、引き続き調査検討を実施していきます。』などとさせていただいております。

続きまして、大年先生からいただいたご意見でございます。例えば、『ダム事業の有益性は大きいですが、時として負の影響が流域に波及するという面もあり得ることを考えると、横瀬川ダム建設事業に関連する環境影響調査など、専門家だけでなく流域住民や関係団体の意見も聴きながら進めていただきたい。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い広く意見を募集し、また関係住民の意見を聴きながら進めています。』などとさせていただいております。

続きまして、岡山先生からいただいたご意見でございますが、例えば『環境に配慮しつつ、ダム事業が進捗することを望む。』などのご意見をいただきました。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいと考えています。』などとさせていただいております。

続きまして、木下先生からいただいたご意見でございますが、例えば、『ダムができ貯水池になれば、ダムより上流の環境は大きく変わってしまい貯水池になるところは元には戻れない。したがって、ダムから上流よりも下流の河道の環境保全措置をより検討すべきである。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『横瀬川ダムの湛水区域に含まれる動植物の生息・生育環境が消失しますが、影響を受けると予測される種については、生息環境の整備や移植等の環境保全措置を講ずることとしています。また、ダム放流による下流への影響につきまして、モニタリング調査の実施や専門家にご意見を頂きながら、生態系保全など自然との調和に努めることとしています。』などとさせていただいております。

続きまして佐藤先生からいただいたご意見でございますが、例えば、『中筋川・横瀬川の対策を考える場合に、四万十川と後川の背水の影響を考慮するなど最悪の状態を想定しておくことが必要である。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『横瀬川ダム建設事業の検証にお

いても、目標を上回る洪水が発生した場合にどのような状態になるかについても評価を行っています。』などとさせていただいております。

続きまして、田村先生からいただきましたご意見でございますが、例えば、『発電について、ダムのための発電は考えられているが、小水力発電についても取り入れて検討してもらいたい。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『ダム下流の正常流量確保のためのダムからの放流水により発電し、ダムを管理に必要な電力をまかなうダム管理用発電を計画しています。なお、既設の中筋川ダムにおいてダム管理用発電を行っており、水力エネルギーを有効に活用しています。頂いたご意見につきましては、今後の検討に際し、参考とさせていただきます。』などとさせていただいております。

続きまして、西内先生からいただいたご意見でございますが、例えば、『ダムは、四万十川の景観に大きな支障は無く、むしろ流域住民の生命と財産確保が優先されるべき事例であって、早期に完成すべきものとする。』などのご意見をいただきました。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたと考えています。』などとさせていただいております。

続きまして、福永先生からいただいたご意見でございますが、例えば、『現地をもっと見て人間サイドだけでなく、生態系のことも考えて、検討してほしい。』などのご意見をいただきました。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『今後の河川整備においては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、モニタリング調査の実施や学識経験者等のご意見も頂きながら、生態系保全など自然環境との調和に努めてまいります。』などとさせていただいております。

以上が学識経験を有する者からいただきましたご意見と検討主体の考え方についてとりまとめでございました。

続きまして、「資料 3」をご覧くださいければと思います。こちらは関係住民からいただいたご意見とそれに対する検討主体の考え方をとりまとめてございます。関係住民からの意見聴取につきましては、意見の発表という形で中筋川流域の 4 名の方からご意見をいただいております。地域別では四万十市が 3 名、宿毛市が 1 名という結果でした。

なお、意見発表の方からいただきましたご意見につきましては、「報告書（原案）案」の「別冊資料」という形で載せることとしておりまして、本日の幹事会におきましては「参考資料 3」として載せております。

続きまして、3 ページは、いただきましたご意見を体系的に整理するという観点から、左側に「ご意見」に対応する報告書の章番号を示し、中ほどには「ご意見を踏まえた論点及び論点に対するご意見」の例を示し、そして右側に「検討主体の考え方」という形で記載しております。

まず1番目でございますが、「横瀬川ダムの目的に関するご意見について」いただきまして、例えば、『中筋川流域で生活し半世紀以上になるが、この間幾度となく洪水被害に悩まされてきた。こうしたことから地域をあげて各行政機関に対し、抜本的な治水対策を訴えてきた。その結果、中筋川流域の流路延長工事や、河床整備、堤防工事などの対策が段々と図られてきているが、まだまだ安心とは言えない。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『中筋川流域では近年でも浸水被害が相次ぎ、早急な治水対策が必要であると認識しています。なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたと考えています。』などとさせていただいております。

続きまして、2番目の「横瀬川ダムの水力発電等、有効活用に対するご意見について」です。例えば、『ダムの運用についてであるが、ダムの水利用が十分になされていない。生活の必要不可欠な電力供給として、ダムによる電力活用や、水不足に悩む地域に活用することを検討されたい。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『ダム下流の正常流量確保のためのダムの放流水により発電し、ダム管理に必要な電力をまかなうダム管理用発電を計画しています。なお、既設の中筋川ダムにおいても、ダム管理用発電を行っており、水力エネルギーを有効に活用しています。』などとさせていただいております。

続きまして、3番目ですが、「地域振興に対するご意見について」いただきまして、例えば、『豊かな自然が残されており、横瀬川ダム湖を観光資源として利用したい。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『地域振興への効果については、評価軸「地域社会への影響（地域振興に対してどのような効果があるか）」において、評価を行っています。』とさせていただいております。

続きまして、「目的別の総合評価、検証対象ダムの総合評価について」に関するご意見をいただきまして。例えば、『遊水地は反対である。遊水地が想定されている江ノ村箇所は、つるの越冬地造成や、地域経済が低迷する中、農業が大きな経済基盤になっており、無農薬米の栽培など新たな農業の取り組みを進めており、パブコメの「優良農地を取り上げ犠牲にすることは到底受け入れられない」との意見と同意である。』などのご意見をいただいております。

このご意見に対します検討主体の考え方としましては、『遊水地案については、営農への影響に配慮し、農地への影響を少しでも回避するために遊水地面積を小さくした「遊水地（掘削無し（小）」と、他の対策案を組み合わせ検討しています。』などとさせていただいております。

以上が関係住民からいただいたご意見とそれらに対する検討主体の考え方でございます。

続きまして、「参考資料 4」を用いて、「報告書（原案）案」について説明致します。「報告書（素案）」からの変更点を赤字で記してございます。主な修正点は、学識経験を有する方々や関係住民からの意見聴取を踏まえた修正・加筆となっております。主な部分についてご説明を差し上げます。

まず、4-74 ページをご覧くださいと思います。こちらは、治水対策案の名称が長かったので短縮した名称に変更を行い、その箇所を赤字にしております。同様に、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案についても、名称変更を行っております。また、1-7 ページですが、今回の幹事会まで含めまして、追記箇所を赤字にしております。

続きまして、6-1 ページから関係者のご意見をまとめているところがございます、大きく追加しているのが6-17 ページからの「6. 3 意見聴取」の部分です。「6. 3. 1 学識経験を有する者等からの意見聴取」に係る内容ということで、意見聴取の経緯や各先生からいただいたご意見の要旨となっております。6-21 ページからは、先ほどご説明させていただきました、学識者からいただいたご意見とそれに対する検討主体の考え方を整理した資料を新たに追加しております。

続きまして、6-25 ページ以降でございますが、こちらにつきましては、「関係住民からの意見聴取」に係る内容ということで、意見聴取の経緯や実施状況となっております。6-27 ページ以降に先ほどご説明致しました、住民の方々からいただいたご意見と検討主体の考え方を体系的に整理した内容を追加しております。

そして、7-1 ページでございます。こちら「対応方針（原案）」ということで、これまで検討してまいりました総合的な評価の内容やパブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からのご意見、事業の投資効果についてまとめてございます。

また、今後は、関係地方公共団体の長からの意見聴取及び関係利水者からの意見聴取、そして事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果などを記述する予定としております。

一番下の段を見ていただきたいのですが、最下段には、「対応方針（原案）」としまして、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、横瀬川ダム建設事業については、継続することが妥当であると考えられる旨、記載させていただいております。

以上、ご説明致しました「参考資料 4」でお示しさせていただきました赤字の修正点を踏まえて、「資料 4」としてお配りしております「報告書（原案）案」に反映しております。

以上が「報告書（素案）」から「報告書（原案）案」の作成において変更した箇所でございます。説明を終わらせていただきます。

○司会 事務局より、議事の（1）と（2）について、関連資料の説明をさせていただきました。議事には「（3）その他」とありますが、資料につきましては特段ございません。事

務局からの本日の資料説明は以上となります。

ではこれより、本日ご出席の構成員の方々から、ご質問、ご意見等をいただきたいと思いますと考えております。それぞれの資料についてでも構いませんし、全体についてでも構いませんので、ご意見等をいただければと考えております。四万十市様、宿毛市様、高知県様、いかがでございましょうか。

○四万十市副市長 意見ではございません。お礼とお願いでございます。長い間、本当に事務局の皆様には丁重な資料作成、また意見調整、本当にご苦労様でございました。今の話をお聞きしまして思い出しましたが、平成 22 年 11 月に「検討の場」が設置され、そして第 1 回幹事会が平成 22 年 11 月 25 日であったと。丸々 2 年経ったわけですが、もったいない 2 年であったように思いますし、こういう検討の場を、「住民の皆様ともども、我々にも与えていただいたことが結果的には良かった」と思えるような方向に持っていただけたらありがたいと思います。この間、我々も住民の皆様や「横瀬川ダム建設促進期成同盟会」とも協議しながら、より良い方向に取り組んできたつもりでございしますが、予想された結果と言ってしまうとそれまでかもしれませんが、ある意味ではほっとしております。本当に熱心な検討の場、並びにこの幹事会を開いていただきまして、ありがとうございます。その間、中筋川流域に大きな被害がなかったのは幸いであったと思っております。

このダムが、先ほどの報告のそれぞれの意見にもあったように、防災に役立つことは当然でございますが、我々四万十市は、利水にも参画しております。四万十市西部統合簡易水道でございますが、この事業は平成 15 年に着手しておりまして、専門家によります評価を受けながら、厚労省に申請を行い認可を得ている事業でございます。前回は平成 19 年に専門家の評価をいただいておりますが、既に 5 年が経過致しまして、再評価が必要という事態に相成りまして、しかも横瀬川ダムの方向がまだ不透明という心配もありましたが、幸いにも専門家の先生方の再評価の結果、事業の継続性は必要という評価をいただきまして、その旨、厚労省に報告する手続きが取れるようになりました。平成 31 年の完成に向けて、四万十市西部統合簡易水道を進めていくことになりましたので、是非横瀬川ダムも、この結果を早急に本省にあげていただいて、スケジュールを早急に組めるような、予算が早急につくような取り組みを、なお一層、ご無理の上にご無理をお願いいたしましてお礼とお願いに代えさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○司会 安澤副市長、お願いします。

○宿毛市副市長 宿毛市です。これまで横瀬川ダム建設事業の検証に係るご苦労に対しまして敬意を表する次第でございます。私どもといたしましても、「対応方針（原案）」のとおり、横瀬川ダム建設事業については継続することが妥当であるという結果になって、大変喜ばしいものと考えておりますし、これをもとに次のステップに早くかかっただき、

工事を着工していただきたい。そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。では吉本課長、お願いします。

○高知県土木部河川課長 検証全体を通した意見と今後のお願いでございます。対応方針の検討に当たり、検証のルールどおり学識経験者や関係住民の方々などに対しまして、広く意見聴取も行われ、恣意性のない合理的な評価がなされていると思います。そのような中、横瀬川ダム案がコスト面などから有利という評価結果は妥当であると考えているところでございます。ここであらためて申すまでもなく、横瀬川ダムは、横瀬川や中筋川の「治水」、「利水」、「河川環境」のそれぞれの機能の改善・向上のため、大変重要な施設であると考えております。今後は、早期に本省による対応方針の決定をいただきまして、沿川の浸水被害の一日も早い解消と、四万十市の衛生的な飲料水の安定確保のため、横瀬川ダムの早期完成に向け取り組んでいただくよう、よろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。検証作業につきましては、まだ作業等が残っておりますが、スピード感を持って、しっかりとこの検証に係る検討を進めてまいりたいと考えております。ご意見ありがとうございます。その他、何かご意見等ございますでしょうか。特にないということでございましたら本日予定しておりました議事がひと通り全て終了致しました。

4. 閉会

○司会 閉会に当たりまして、河川部長の鈴木より、ごあいさつを申し上げます。

○四国地方整備局河川部長 本日はどうもありがとうございました。検証の作業も詰めの段階に入ってまいりました。今後の作業につきましては、先ほど事務局から説明したとおり、まだ若干残っております。当面、私どもと致しましては、関係地方公共団体の長であります、高知県知事、それから利水者であります四万十市長に、今日の報告書についてあらためてご意見を伺い、その内容を踏まえて「報告書(原案)」としてとりまとめまして、四国地方整備局が抱えております事業評価監視委員会の意見も聴く予定としております。事業評価監視委員会につきましては、年内には開催したいと思っております。その後、スピード感を持って、「対応方針(案)」を作成いたしまして、本省に検討結果の報告を行ってまいりたいと思っております。引き続き、今後ともよろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

○司会 以上で第 5 回の検討の場の幹事会、終了させていただきます。どうもありがとうございました。